

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書

(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(平成29年分)

氏名

事業所得	総 収 入 金 額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雑所得	総 収 入 金 額 (公的年金等に係るもの) (除きます。)	③	1,100,000
	給与所得の収入金額	④	
	65万円 - ② - ④	⑤	(赤字のときは0) 650,000
	65万円 - ③ - ④	⑥	(赤字のときは0) 0
特例適用後の必要経費	③がない場合 ③が⑤より少ないか同額の場合	⑦	
	③が⑤より多い場合	⑧	②の金額
	③と⑤とのいずれか少ない方の金額	⑨	650,000

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額（青色申告特別控除額は含みません。）を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に❷と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に❷と書いてください。

・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に❷と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に❷と書いてください。

確定申告の手引きの雑所得の「計算欄」の「その他の雑所得」の「必要経費❷」欄に転記してください。
なお、申告書第一表の「所得金額」欄の雑には、確定申告の手引きの雑所得の金額を転記しますが、その際、金額の頭部に❷と書いてください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。